

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月29日

| | |
|----------|-------|
| 神奈川県監査委員 | 真島審一 |
| 同 | 高岡香 |
| 同 | 太田眞晴 |
| 同 | 小川久仁子 |
| 同 | 茅野誠 |

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等の監査において、団体に対し財政的援助を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた本庁機関1箇所について随時監査（臨時財務監査）を実施した結果、要改善事項1件が認められた。

1 監査実施箇所

保健福祉局生活衛生部環境衛生課

2 監査実施日

平成28年3月7日（平成28年1月26日職員調査）

3 監査の結果

(要改善事項)

「団体に交付している補助金の運用方法に関する件」

県が公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に対し交付している生活衛生営業振興事業費補助金のうち、指導センターが県内の生活衛生同業組合（以下「組合」という。）に対し補助している広報等啓発事業費において、消費者の利益に直接結び付かない経費についても補助対象としていた。

環境衛生課では、生活衛生営業振興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、生活衛生関係営業の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者である県民の利益の擁護に資することを目的に指

導センターに対し、生活衛生営業振興事業費補助金を交付している。

そして、当該補助金は、指導センターが実施する事業及び組合が指導センターから助成を受けて実施する事業（以下「組合事業」という。）を対象に助成しており、組合事業のうち広報等啓発事業費については、各組合が利用者及び消費者へのサービス向上に資するため、宣伝媒体の作成及び各種啓発事業に要する経費について、1組合当たり定額617,000円を補助している。

助成を受けた17組合について、広報等啓発事業費の実施状況を確認したところ、機関紙の発行経費や組合員へのメール便発送経費、組合員を対象とした研修経費といった組合の事業運営に要すると考えられる経費が含まれていた。

環境衛生課では、従前から、組合の刊行物を組合員に配布することも、組合の振興につながると考え、補助対象経費として認めてきており、また、組合員へのメール便発送経費については、送付物の中に利用者及び消費者を対象としたチラシ等も含まれていること、研修（視察）経費については、当該補助事業として実施したバリアフリー映画祭の実施に先立って、先進的な取組事例を視察したもので関連事業として実施したものであることから、対象経費に該当するという認識のもと、県民サービス向上に資するものであれば間接的な経費であったとしても広く補助対象として認めてきた。

しかしながら、一方において、広報等啓発事業を行う補助対象組合の中には、訪日客向けに英文を交えて日本料理を説明したリーフレットを作成するなど、一般消費者を主対象にした広報等啓発事業を行っている組合も多くあることから、補助事業効果がより十分発現できるよう、交付要綱で定める組合が実施する広報等啓発事業費に係る対象経費を利用者、消費者の利益に直接結び付く経費に限定し、今後は、組合内部の組合員を対象とした機関紙発行経費、メール便発送経費、研修経費といった消費者の利益に直接結び付かない経費は補助対象とはしないことを指導センター等へ指導するなどして運用方法を見直す必要がある。